

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

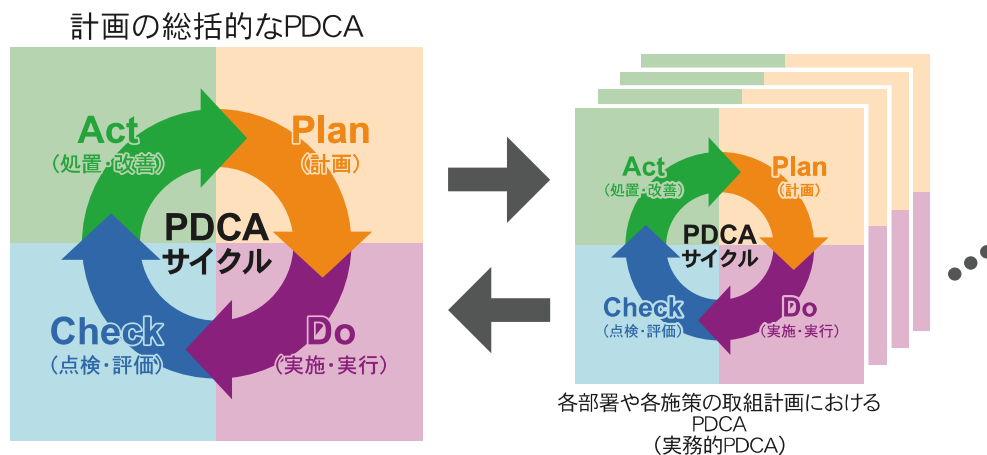
本計画は行政事務・事業から排出される温室効果ガスの削減計画であることから、職員の自主性による取組に加え、組織的な推進体制や目標達成のための進捗管理が求められます。そのため、以下の推進体制を構築して総括的なPDCAサイクルにより計画の着実な推進と進行管理を行います。

#### (1) 温暖化対策実行計画推進委員会

市長を委員長とし、温暖化対策推進責任者（各課長）を持って組織します。毎年7月の定例課長会議にあわせて温暖化対策会議を開催し、本計画の推進のために必要な年次の施策・予算などについて検討します。

＜温暖化対策実行計画推進委員会の役割：計画の総括的なPDCAにおけるPlan, Act＞

- ・ 計画の進捗管理
- ・ 計画の策定・見直し
- ・ 計画の推進に必要な施策・予算の検討



#### (2) 温暖化対策実行計画推進委員会委員長

市の事務・事業における地球温暖化対策の総指揮を執ります。

#### (3) 温暖化対策推進責任者

温暖化対策実行計画推進委員会のメンバーとして、温暖化対策実行計画推進委員会において、本計画の目標達成に責任を持ち、計画の見直し、必要な施策・予算の検討を通して計画を推進します。

#### (4) 温暖化対策推進員

原則として各課の庶務担当係長または担当職員、幼稚園主任、小中学校の教頭を「温暖化対策推進員」として選任し、各所属長は毎年4月に温暖化対策推進事務局に報告します。各部署の日常的な温暖化対策の推進役としての役割を担います。各部署の実情に応じた「実務的PDCA」サイクルを回して、施策を推進していきます。

##### <温暖化対策推進員の役割：計画の総括的なPDCAにおけるDo>

- ・ 部署における実行計画の推進・指導・実施
- ・ 推進のための部署別課題の実践計画策定と実施（実務的PDCAにおけるPlan、Do）
- ・ 部署の実行計画の進捗状況、エネルギーの使用状況の進捗をとりまとめ、部署の実践計画進捗状況の評価（実務的PDCAにおけるCheck）と新たな実践計画推進施策の考案（実務的PDCAにおけるAct）5月に温暖化対策推進事務局に提出
- ・ 温暖化対策推進事務局と連携して本計画の総合的な推進

#### (5) 温暖化対策推進員会議

毎年6月に温暖化対策推進員会議を開催し、本計画の進捗状況の確認と必要な推進施策の検討を行います。温暖化対策推進員会議における検討結果は、7月の定例課長会議において開催する温暖化対策実行計画推進委員会に報告します。

##### <温暖化対策推進員会議の役割：計画の総括的なPDCAにおけるCheck>

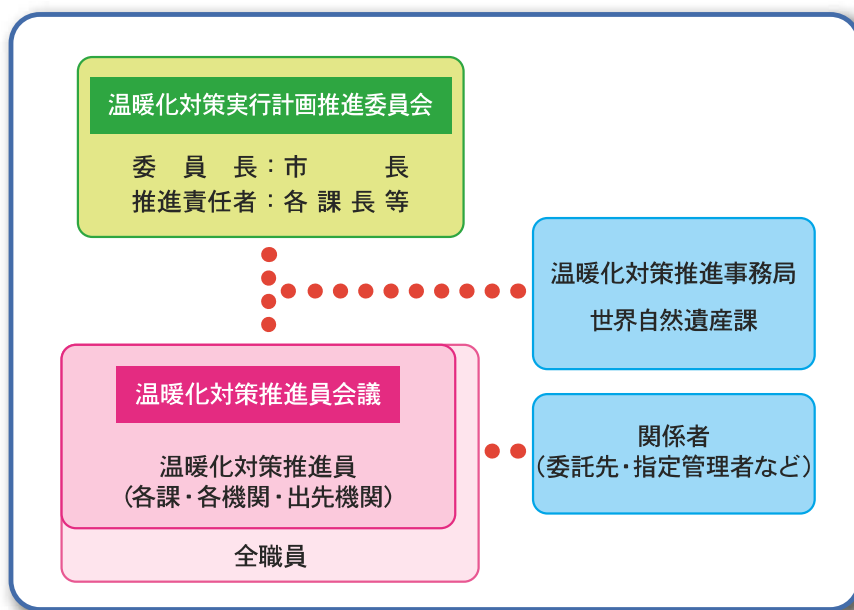
- ・ 温室効果ガス排出状況・削減状況の確認
- ・ 目標および取組目標の達成状況の確認
- ・ 追加的に実施する必要がある推進施策の検討・提案
- ・ 各部署間の実践計画の進捗についての情報交換

## (6) 温暖化対策推進事務局

本計画を推進する温暖化対策推進事務局を世界自然遺産課におきます。本計画全体の推進状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

### <温暖化対策推進事務局の役割>

- ・ 温室効果ガス排出量および取組目標の進捗状況のとりまとめ
- ・ 温暖化対策推進員会議の開催
- ・ 温暖化対策実行計画推進委員会への報告
- ・ 温暖化対策実行計画推進委員会の承認を受けた内容を市内外に公開



計画推進体制

## 2 実施状況の点検・公表

- 本計画の取組を推進するため、「温暖化対策推進事務局」は「温暖化対策推進員」をとおし、毎年度4月に前年度の各部局の取組の進捗状況、エネルギー等の使用状況をとりとめます。
- とりまとめた内容は6月に実施する「温暖化対策推進員会議」で確認のうえ、進捗状況や推進方策提案事項を7月の定例課長会議に合わせて開催する「温暖化対策実行計画推進委員会」に提出します。
- 「温暖化対策実行計画推進委員会」で確認後、計画の進捗状況を8月の市広報誌、ホームページ等において、温室効果ガス排出量・取組状況および目標達成状況等について公表します。

年間スケジュール

事務内容	責任者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
温暖化対策推進員を選任し事務局に報告	各部署長	■											
前年度のエネルギー使用量など集計	推進員	■	■										
計画の進捗状況・エネルギー使用量を事務局に報告	推進員		■										
前年度データのとりまとめ	事務局			■	■								
温暖化対策推進員会議で計画の進捗確認	推進員				■								
温暖化対策推進員会議での結果とりまとめ	事務局				■								
温暖化対策実行計画推進委員会で対応策検討	事務局				■	■							
温暖化対策推進員で新たな計画・予算検討	事務局				■	■							
各部署での取組	推進員	→											

■ 計画策定(Plan) ■ 実施(Do) ■ 進捗確認(Check) ■ 評価・見直し(Act) ■ そのほかの事務作業

## 3 計画の見直し

計画の最終目標年度を2030年度とし、本実行計画では計画年度を2024(令和6)年度から2030(令和12)年度までの7年間とします。その間、社会情勢の変化、技術の進歩、点検・評価の結果、上位計画の更新等にあわせて、必要に応じて内容の見直しを行いながら計画を進めていくこととします。



# 奄美市地球温暖化防止活動実行計画

(事務事業編)

## 改訂版

発行：令和6年4月

発行者：奄美市

支援機関：一般財団法人 鹿児島県環境技術協会

